第四十八条第一項中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に、「地方公務員等共済組合法第四十四条第二項に規定する各月の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び同項に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額」を「各月の厚生年金保険法による標準報酬月額（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に掲げる旧地方公務員共済組合員期間（以下この項において「旧地方公務員共済組合員期間」という。）にあつては、平成二十四年一元化法附則第八条第一項の規定により厚生年金保険法による標準賞与額（旧地方公務員共済組合員期間にあつては、平成二十四年一元化法附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準賞与額とみなされた額）」に、「組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に、「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」を「厚生年金保険法による標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「地方公務員等共済組合法第百三条」を「平成二十四年一元化法附則第六十八条第二項から第四項まで」に、「同法の規定に」を「厚生年金保険法に」に、「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「、同法」を「、同条第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「地方公務員等共済組合法第百条」を「平成二十四年一元化法改正前地方共済法第百条」に、「（地方の施行法」を「（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「地方の施行法」という。）」に改め、「あるもの」の下に「（平成二十四年一元化法の施行の日前に地方公共団体の長であつた期間を有する者に限る。）」を加え、「退職共済年金」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金（法第百二十六条の三第一項の規定により組合員であつた期間とみなされた第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」に、「遺族共済年金」を「厚生年金保険法による遺族厚生年金（同項の規定により組合員であつた期間とみなされた第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」に、「地方公務員等共済組合法又は地方の施行法」を「平成二十四年一元化法附則第六十八条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者（地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の受給権者を除く。）が組合員であつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者の地方の組合の組合員であつた期間における各月の同法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額及び同法第四十四条第一項に規定する標準期末手当等の額並びに同法第七十七条第一項に規定する付与率及び地方の基準利率をその者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに法第七十五条第一項に規定する付与率及び基準利率とみなす。

3　地方の組合の組合員又は地方の組合の組合員であつた者（地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の受給権者に限る。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者が組合員となつた日における同法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をその者の同日における給付算定基礎額とみなす。

第四十九条の二中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改め、同条各号中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第五十条中「第一号の二」を「第二号」に改める。

第五十八条中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。

第六十条中「これらの規定」を「法第百三条第一項及び第百十五条第二項中「掛金等」とあり、並びに法第百十一条第二項」に改める。

附則第五条を次のように改める。

（厚生年金保険給付積立金等の運用の特例）

第五条　厚生年金保険給付積立金等の運用については、第九条の三第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる方法により行うことができるものとする。

一　第九条の三第一項各号に掲げる方法

二　不動産（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

三　組合に対する資金の貸付け

四　連合会の経理単位（財務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいい、第九条第三項に規定する経理を行うものを除く。）に対する資金の貸付け

附則第六条中「第十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

附則第六条の二中「第一号の二」を「第二号」に改める。

附則第六条の二の六中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改め、「「退職後六月以内」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内に出産する」と、同条第三項中」を削る。

附則第六条の二の八中「これらの規定」を「法第百三条第一項及び第百十五条第二項中「掛金等」とあり、並びに法第百十一条第二項」に改める。

附則第六条の二の十から第六条の五までを削り、附則第六条の二の九を附則第六条の三とする。

附則第七条及び第七条の二を次のように改める。

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第七十八条等の規定の適用）

第七条　法附則第十三条第一項の請求があつた場合における法第七十八条から第七十九条の二まで及び第七十九条の四の規定の適用については、法第七十八条第二項中「終身退職年金の給付事由が生じた日から」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から」と、「終身退職年金の給付事由が生じた日が」とあるのは「繰上げ請求日が」と、同条第三項及び第四項中「終身退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」と、同条第四項中「有期退職年金の給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日の」と、法第七十九条の二第一項中「有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に」とあるのは「附則第十三条第一項の請求をする者は、当該請求と同時に」と、同条第三項及び法第七十九条の四第一項第二号中「給付事由が生じた日」とあるのは「繰上げ請求日」とする。この場合において、法第七十九条の二第二項の規定は、適用しない。

（公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例）

第七条の二　法第八十四条第一項又は第九十条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第十四条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢」とする。

附則第七条の二から第七条の九の二までを削る。

附則第七条の九の三中「第九十九条第三項第一号」を「第九十九条第四項第一号」に、「第十二条の三第二項」を「第二十二条の三第二項」に改め、同条を附則第七条の三とする。

附則第七条の十第三項中「第十二条第三項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第四項中「第十二条の二第二項」を「第二十二条の二第二項」に改め、同条を附則第七条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（支出費按分率が適用される間の財政調整拠出金の額の特例等）

第七条の五　厚生年金保険法附則第二十三条の規定が適用される間における第二十六条の規定の適用については、同条中「得た」とあるのは、「得た額に、当該拠出金算定対象額に当該実施機関である連合会に係る同法附則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た」とする。

附則第八条第一項中「第十二条第三項」を「第二十二条第四項」に、「第五十二条」を「第五十一条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第一号中「、特例退職組合員及び特例継続組合員」を「及び特例退職組合員」に改め、同条第五項中「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第六項中「、継続長期組合員及び特例継続組合員」を「及び継続長期組合員」に改める。

附則第八条の二を削る。